

**改正**

平成18年7月25日告示第105号

平成19年9月26日告示第119号

平成20年8月28日告示第108号

平成24年3月30日告示第72号

令和2年2月27日告示第33号

令和3年2月3日告示第23号

令和3年3月31日告示第91号

令和5年3月31日告示第93号

下呂市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD $20\text{mg}/\text{l}$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 前号に規定する浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{l}$ 以下又は総磷濃度 $1\text{mg}/\text{l}$ 以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽 第1号に規定する浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が $10\text{mg}/\text{l}$ 以下の機能を有するものをいう。
- (4) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 第1号に規定する浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{l}$ 以下及び総磷濃度 $1\text{mg}/\text{l}$ 以下の機能を有するものをいう。
- (5) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽 BOD除去率97%以上、放流水のBOD $5\text{mg}/\text{l}$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

- (6) 住宅 主に居住の用に供する建築物をいう。
  - (7) 一般事業所等 住宅以外の用途に供される建築物すべてをいう。
  - (8) 下水道処理区域外 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画の予定処理区域及び農業集落排水施設による予定処理区域以外の地域をいう。
  - (9) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号。以下「一部改正法」という。）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）であって一部改正法の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものをいう。
  - (10) 人槽区分 人槽区分による人槽は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）により算定される処理対象人員をいう。
  - (11) 単独処理浄化槽の撤去工事 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置などを設置できない場合で、浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に必要な工事をいう。
  - (12) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、柵の設置及び浄化槽から住宅等の敷地に隣接する側溝等までの放流管を設置する工事をいう。
- （補助対象となる事業の種類）

**第3条** 市長は、市内に住所を有する者が下水道処理区域外で、次の用途に供する建築物に、設置後の維持管理の責任が明らかな浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、設置には単独処理浄化槽の撤去工事及び宅内配管工事も含むものとする。

- (1) 住宅又は一般事業所等で、浄化槽を設置する場合
  - (2) 2以上の異なった用途に供する建築物で、浄化槽を設置する場合
- 2 前項に規定する浄化槽は次の各号に適合するものとする。
- (1) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものとして、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。
  - (2) 全浄協に登録された浄化槽にあっては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度、又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。

(3) 11人槽以上20人槽以下の浄化槽にあつては、岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られないもの

(3) 別荘及び設置後の維持管理責任の所在が明らかでなく、常駐する従業員等を有していない一般事業所

4 間接補助金の交付に際しては、次に定めるところによる。

(1) 間接補助事業者に対し、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあることとする条件を付すること。

(2) 間接補助金を交付する場合にあつては、間接補助事業者が次のいずれかに該当するときは、間接補助金を交付しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

オ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金額)

**第4条** 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、別表に定める額に当該各号の額を加えた額を限度とする。

- (1) 浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去工事（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に要する費用 12万円
- (2) 浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去工事（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に要する費用 9万円
- (3) 浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円
- (4) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）宅内配管工事に要する費用 30万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第1項第2号の規定は、住宅の新築及び建替えの場合には適用しない。

(補助金交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第6号から第8号に掲げる添付書類については、全浄協、全浄連又は岐浄連の登録浄化槽の場合に限る。

- (1) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し
- (2) 申請者が借借人であるときは、賃貸人の承諾書
- (3) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽工事見積書の写し
- (5) 設置場所の見取り図及び配管図

- (6) 全浄協登録証の写し
- (7) 全浄協登録浄化槽管理票C票
- (8) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証
- (9) 単独処理浄化槽の撤去工事を伴う場合にあつては、撤去費見積書の写し、現況配置図、排水系統図及び現況写真
- (10) 宅内配管工事を伴う場合にあつては、宅内配管工事費見積書の写し及び配管図  
(交付の決定及び通知書類)

**第6条** 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

**第7条** 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告書の添付書類及び提出期限）

**第8条** 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、事業完了後1か月以内又は年度末のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法定検査の依頼書又はそれにかわる書類の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽チェックリスト（平成元年衛浄第8号厚生省通知の別紙2によるもの）
- (4) 浄化槽施工工事写真一式（平成元年衛浄第8号厚生省通知の別紙1によるもの）
- (5) 単独処理浄化槽の撤去工事を伴う場合にあつては、施工のわかる工事写真一式、撤去費・処分費等の精算書類及びマニフェスト伝票の写し
- (6) 宅内配管工事を伴う場合にあつては、施工のわかる工事写真一式及び宅内配管工事費の精

## 算書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第9条** 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付申請書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

**第10条** 市長は、前条の規定による補助金の交付額確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。なお補助金交付請求書は、当該年度末までに提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

**第11条** 市長は、補助金の決定通知又は補助金の交付を受けた者が、この要綱に反する行為があると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(確認及び完成検査)

**第12条** 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認及び完成検査をする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成16年3月1日から施行し、平成16年4月1日以降の工事着工分から適用する。

**附 則**（平成18年7月25日告示第105号）

この告示は、平成18年7月25日から施行し、平成18年8月1日以降の工事着工分から適用する。

**附 則**（平成19年9月26日告示第119号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年8月28日告示第108号）

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日告示第72号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月27日告示第33号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年2月3日告示第23号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月31日告示第91号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月31日告示第93号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

一般地区

単位：千円

用途区分	人槽区分		浄化槽	高度処理型浄化槽（窒素又はリン除去型）	高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）	高度処理型浄化槽（BOD除去型）	高度処理型浄化槽（高度窒素除去型）
			補助限度額	補助限度額	補助限度額	補助限度額	補助限度額
専用住宅	5人槽	A	519	570	738	699	684
	7人槽	B	747	833	1,064	1,025	941
	10人槽	C	1,132	1,221	1,599	1,539	1,359
併用住宅	5人槽		519	570	738	699	684
	7人槽		747	833	1,064	1,025	941
	10人槽		1,132	1,221	1,599	1,539	1,359
	11～20人槽	D	1,146	1,302	1,884	1,761	
		E	1,317	1,463	2,045	1,922	
		F	1,594	1,728	2,310	2,187	
	21～30人槽	D	1,833	2,070	3,021	2,817	
		E	2,004	2,231	3,182	2,978	
		F	2,281	2,496	3,447	3,243	
	31～50人槽	D	2,403	2,706	3,984	3,711	
		E	2,574	2,867	4,145	3,872	
		F	2,851	3,132	4,410	4,137	

	51人槽～	2,326	2,850	4,201	3,906	
事業所の み	5人槽	332	360	528	489	474
	7人槽	414	462	693	654	570
	10人槽	548	585	963	903	723
	11～20人槽	939	1,092	1,674	1,551	
	21～30人槽	1,472	1,860	2,811	2,607	
	31～50人槽	2,037	2,496	3,774	3,501	
	51人槽～	2,326	2,850	4,201	3,906	

※ A：住宅面積130㎡以下、B：住宅面積130㎡を超えるもの

C：2世帯住宅、D：住宅専用面積130㎡以下

E：住宅専用面積130㎡を超えるもの、F：2世帯住宅併用住宅

豪雪地域指定区域

単位：千円

用途区分	人槽区分		浄化槽	高度処理型浄化槽（窒素又は燐除去型）	高度処理型浄化槽（窒素及び燐除去型）	高度処理型浄化槽（BOD除去型）	高度処理型浄化槽（高度窒素除去型）
			補助限度額	補助限度額	補助限度額	補助限度額	補助限度額
専用住宅	5人槽	A	578	618	768	726	714
	7人槽	B	807	863	1,109	1,067	1,025
	10人槽	C	1,267	1,353	1,698	1,632	1,443
併用住宅	5人槽		578	618	768	726	714
	7人槽		807	863	1,109	1,067	1,025
	10人槽		1,267	1,353	1,698	1,632	1,443
	11～20人槽	D	1,209	1,374	1,989	1,860	
		E	1,380	1,535	2,150	2,021	
		F	1,684	1,833	2,448	2,319	
	21～30人槽	D	1,917	2,163	3,162	2,946	
		E	2,088	2,324	3,323	3,107	
		F	2,392	2,622	3,621	3,405	

	31～50人 槽	D	2,505	2,820	4,122	3,870	
		E	2,676	2,981	4,283	4,031	
		F	2,980	3,279	4,581	4,329	
	51人槽～		2,429	2,979	4,386	4,080	
事業所の み	5人槽		390	408	558	516	504
	7人槽		474	492	738	696	654
	10人槽		660	684	1,029	963	774
	11～20人槽		1,002	1,164	1,779	1,650	
	21～30人槽		1,545	1,953	2,952	2,736	
	31～50人槽		2,129	2,610	3,912	3,660	
	51人槽～		2,429	2,979	4,386	4,080	

※ A：住宅面積130㎡以下、B：住宅面積130㎡を超えるもの

C：2世帯住宅、D：住宅専用面積130㎡以下

E：住宅専用面積130㎡を超えるもの、F：2世帯住宅併用住宅